

2 特定施設届出地区

(1) 届出対象行為

行為の制限の対象とする行為は、次のとおりとする。

ア 法第16条第1項の規定に基づく届出対象行為

特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設（以下「附帯施設」という。）でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観形成地域における届出行為を除く。）をしようとする行為。

イ 熊本県景観条例第7条第2項の規定に基づく届出対象行為

特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの撤去（景観形成地域における届出行為を除く。）

(2) 景観形成基準

事 項	基 準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。 ・ 隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする。 ・ 交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 ・ 広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。 ・ さく、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ・ 道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ・ 太陽光発電施設については、周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所において、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2 m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。
特定施設及び附帯施設の高さに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電施設については、高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避けること。

<p>特定施設及び附帯施設の外観に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 ・外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。 ・広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。 ・色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用すること。
<p>特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等に組合せによる修景緑化に努める。 ・駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。 ・建築物・工作物等の周りには、修景緑化に努める。 ・広告塔、広告板その他の工作物の根本周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。 ・スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。 ・敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。 ・のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。 ・道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。

(3) 対象範囲

特定施設届出地区は次のとおりとする。

特定施設届出地区

番号	路線名	始点	終点	区域の範囲
1	国道3号	熊本市と宇土市との境界	宇土市と宇城市との境界	路端から両側20メートル以内
1-2	国道3号	宇城市と氷川町との境界	氷川町と八代市との境界	同上
2	国道3号	佐敷川橋梁（芦北町）	津奈木町道竹中線との交点（津奈木町）	同上
3	国道3号	津奈木町道沖田線との交点（津奈木町）	水俣港臨港線との交点（水俣市）	同上
4	旧国道3号（県道八代鏡宇土線・宇城市道471号線）	国道3号との交点（宇土市）	宇土市と宇城市との境界	同上
4-2	国道3号北バイパス	熊本市と合志市との境界	国道387号との交点（合志市）	同上
5	国道57号	南阿蘇村と大津町との交点	熊本市と菊陽町との境界	同上
6	国道57号	国道3号との交点（宇土市）	宇土市と宇城市との境界	同上
7	国道208号	熊本市と玉東町との境界	玉東町と玉名市との境界	同上
8	国道219号	錦町とあさぎり町との境界	球磨地区広域営農団地農道との交点（湯前町）	同上
9	国道266号	熊本市と嘉島町との境界	嘉島町と熊本市との境界	同上
10	国道325号	菊池市と大津町との境界	国道57号との交点（大津町）	同上
11	国道387号	菊池市と合志市との境界	熊本市と合志市との境界	同上
12	国道389号	荒尾市と長洲町との境界	県道荒尾長洲線との交点（長洲町）	同上
13	国道443号	国道57号線との交点（大津町）	県道熊本益城大津線との交点（大津町）	同上
14	国道443号	鉄砂川との交点（益城町）	甲佐町道中早川北早川線との交点（甲佐町）	同上
15	国道445号	国道266号との交点（嘉島町）	県道横野矢部線との交点（御船町）	同上
15-2	国道445号御船バイパス	国道445号との交点（御船町）	国道443号（木倉バイパス）との交点（御船町）	同上
16	国道501号	県道荒尾長洲線との交点（長洲町）	長洲町と玉名市との境界	同上
17	県道熊本益城大津線（通称第二空港線）	熊本市と益城町との境界	九州縦貫自動車道との交点（益城町）	同上
18	県道熊本益城大津線（通称第三空港線）	国道443号との交点	県道瀬田熊本線との交点（菊陽町）	同上
19	県道熊本大津線・合志市道下町・役場線	県道住吉熊本線との交点（合志市）	合志市道野付・平島線県道大津植木線との交点（合志市）	同上

番号	路線名	始点	終点	区域の範囲
20	県道住吉熊本線	熊本市と菊陽町との境界	県道熊本大津線との交点（合志市）	同上
21	県道辛川鹿本線バイパス (通称国体道路南北線)	菊陽町と熊本市の境界	国道57号との交点（菊陽町）	同上
22	県道曲手原水線バイパス (通称国体道路東西線)	国道443号との交点（菊陽町）	県道瀬田竜田線との交点（菊陽町）	同上
23	都市計画道路保田窪菊陽線 (通称国体道路東西線)	熊本市と菊陽町との境界	国道443号との交点（菊陽町）	同上 (ただし、熊本空港 周辺景観研砕区域を 除く。)
24	菊陽町道菊陽空港線（通 称国体道路東西線）	県道瀬田竜田線との交点（菊陽町）	国道57号との交点（菊陽町）	同上